

議会運営委員会

日 時 令和4年6月10日（金）

各常任委員会終了後

場 所 第1委員会室

1 臨時委員長の指定

2 開 会

3 議 題

(1) 委員長の互選について

(2) 副委員長の互選について

(3) 常任委員会正副委員長の互選結果の報告について

(4) 広報広聴特別委員会の設置について 資料 1

(5) 島田市議会新型コロナウイルス感染症対策支援本部の解散について . . 資料 2

4 その他

5 閉 会

特別委員会の設置について

- 1 名 称 広報広聴特別委員会
- 2 委員定数 6人以内
- 3 調査事件 議会だよりの編集及び広報広聴に関する調査・研究
- 4 調査期間 議会が本件の調査終了を議決するまでとし、議会閉会中も継続して調査・研究を行うことができるものとする。
- 5 委員の任期 議会が本件の調査終了を議決するまでとする。

1 市の新型コロナウイルス感染症対策本部の解除

市では、5月31日午後8時をもって、対策本部体制を解除し、感染対策連絡会体制（関係課長による対応体制）に変更した。

（理由）

- ① 5月7日頃からのリバウンド状況が、緩やかながらも安定した減少傾向に移行している。市として、28日以降、10万人当たり1週間の新規感染者数が「100人」を下回っており、県においても6月中旬以降、安定して「100人」を下回る可能性がある。実効再生産数も「1」を下回る状況が継続している。
- ② 重症者数も低いレベルで推移している。（県内は1か月間「0人」が継続している。）
- ③ 感染対策の決め手としてのワクチン接種率が、全人口比で60%を超えており、4回目接種（接種対象者は限定）に向けた体制構築が進捗している。
- ④ 何らかの事象発生に伴う緊急対応においても、感染対策連絡会での協議に基づく庁議への報告で対応可能。また、ワクチン接種については、推進本部体制で継続対応する。

2 議会における感染対策対応体制について

「災害対応における議会行動計画（感染症対策編） 令和3年2月島田市議会策定」の第7に、「市対策本部と議会支援本部との関係」が明記されている。

この中で、「市対策本部と議会支援本部において、組織的な連絡・連携体制を確立する。」こととされ、これを踏まえ、「議会事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、市対策本部及び議会支援本部へ情報を提供する。」こととされている。

こうしたことから、上記理由により、市が対策本部体制を解除したことを受け、議会としても支援本部体制を解除し、その役割を議会運営委員会が担うこととしたい。

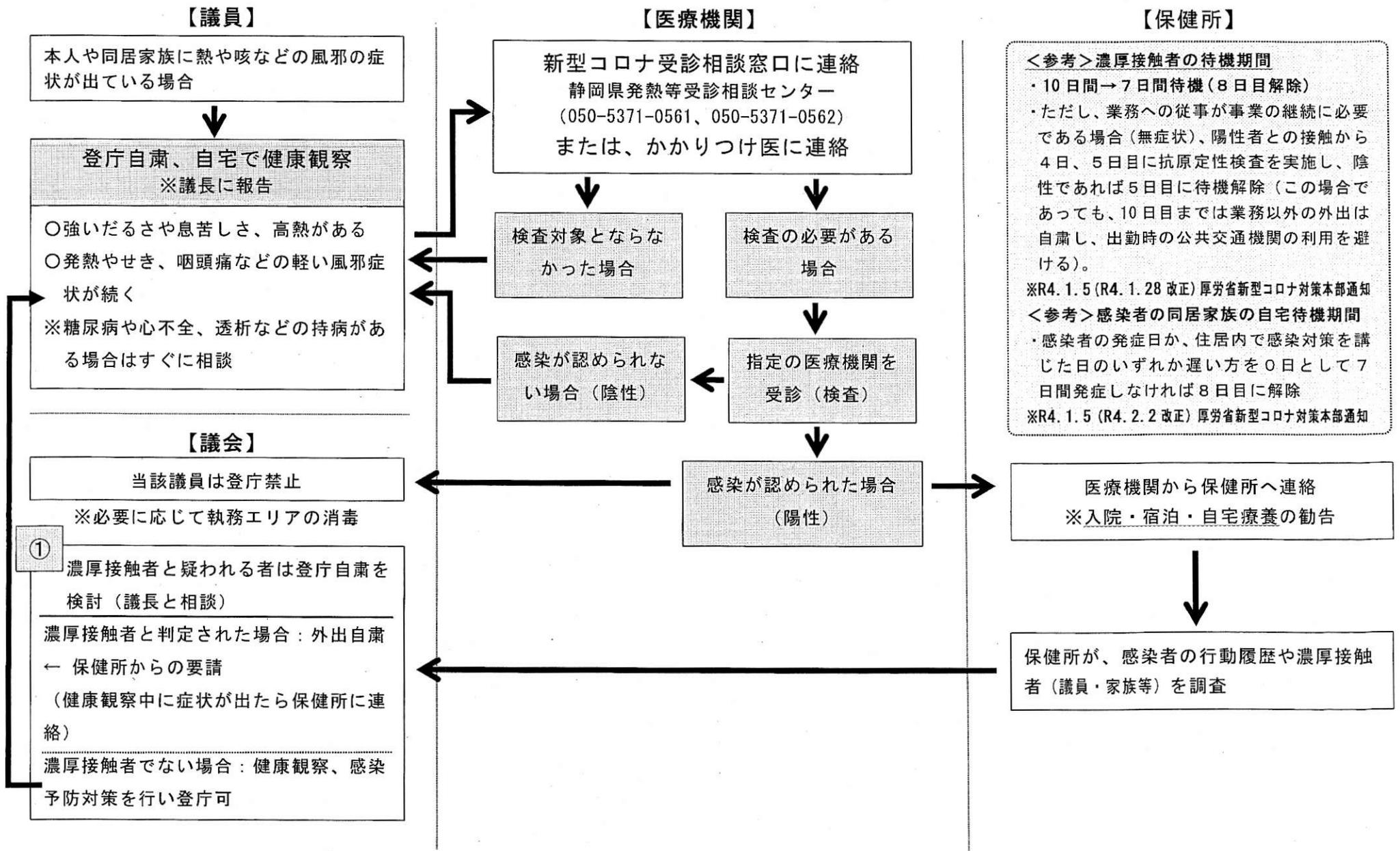
なお、市が継続対応するとしている推進本部体制には議会事務局次長が構成員として参加することから、市と議会との連携、情報収集は継続して行われることになる。

3 「新型コロナウイルスの感染確認、その後の対応フローについて」の見直し

市では、6月7日付けで、職員の感染に係る対応フローを見直した。

この中で、従来は保健所が濃厚接触者となった職員に対して外出自粛と「検査要請」との記載となっていたが、運用上、保健所が検査を実施していないため「検査要請」を削除している。

このことを踏まえ、議会のフローについて、議会欄の「濃厚接触者と判断された場合」の『PCR検査等』の記載を削除するとともに、①注釈欄の「保健所が外出自粛と検査を要請」と記載していた部分を『保健所が外出自粛と検査を要請』に見直した。



①保健所が濃厚接触者の判定を行う。濃厚接触が疑われる者は、登庁の自粛を検討(議長と相談)。濃厚接触者と判定された者は、保健所が外出自粛を要請。
 【濃厚接触者とは】 新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。(厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」抜粋)